

事 務 連 絡

平成30年2月22日

法科大学院を置く各国公私立大学事務局 御中

文部科学省高等教育局専門教育課

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の見直しについて

平素より法科大学院教育の振興に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」については、「法曹養成制度改革の更なる推進について」(平成27年6月30日 法曹養成制度改革推進会議決定。以下「推進会議決定」という。)に基づき、自主的な組織見直しの促進と、先導的な取組に対する支援を通じた教育の質の向上を目的として実施してまいりました。

その結果、本プログラムの実施や各法科大学院における改革の取組によって、法科大学院全体として教育状況に一定の改善・充実が見られつつあるところですが、法学部と法科大学院との連携強化や法学未修者に対する教育の充実などの課題も存在し、各法科大学院において、平成31年度以降も引き続き教育の改善・充実に取り組んでいただく必要もあることから、本プログラムについては、別添のとおり見直しを加えた上で、当面の間継続することとしました。なお、具体的な加算率など本プログラムの詳細については、追ってお知らせいたします。

各法科大学院におかれては、これらの趣旨を十分に御理解いただきつつ、教育の質の一層の向上等に努められるようお願いいたします。

【 本件担当 】

文部科学省高等教育局専門教育課

専門職大学院室法科大学院係

TEL : 03-5253-4111 (内線3310)

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の見直しについて

1. 趣旨

- 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムは、法曹養成制度改革推進会議決定（平成27年6月30日。以下「推進会議決定」という。）に基づき、自主的な組織見直しの促進及び先導的な取組の支援を目的として実施されている。
- 文部科学省では、推進会議決定等を踏まえ、本プログラムによる公的支援のメリハリある配分などを通じて、法科大学院の組織見直しの促進や教育の質の向上、経済的・時間的負担の軽減などに取り組んできた結果、法科大学院全体として教育状況に一定の改善・充実が見られつつあるところ。
- 一方で、各法科大学院の置かれている状況は様々であり、法科大学院教育の改善・充実に向けて残された課題も存在することから、各法科大学院の取組を促すため、本プログラムに適切な修正を加えた上で、平成31年度以降も当面の間、継続することとする。

2. 見直しのポイント

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の基礎額算定率及び加算率の設定方法について、以下のとおり変更する。（変更後の具体的な指標、点数等については、別紙参照）

○基礎額算定率

- ・司法試験合格率について、近年の教育実績をより適切に評価するため、①直近5年間の修了者の司法試験累積合格率、②直近5年間の法学未修者コース修了者の司法試験累積合格率、③直近3年間の修了者の修了1年目における司法試験合格率によって評価することとする。
- ・法学系課程以外の課程出身者の入学者数・割合及び社会人入学者数・割合について、単に入学者を確保するのみならず、これらの者を法曹として輩出することが重要であるという観点から、指標から削除する。
- ・競争倍率について、よりきめ細かに評価する観点から、評価の段階を細分化する。

○加算率

今後、各法科大学院の教育理念や抱える課題、強み等の特徴に応じた体系的・系統的な取組を促すため、以下のように評価する。

- ・これまでのように個別の取組の提案を評価するのではなく、5年間の中期的な改革・取組を、検証可能な目標とともにパッケージとして提案してもらい、取組期間中は、その進捗状況を毎年確認・評価することにより、加算率を算出することとする。

- ・中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（以下「特別委員会」という。）において検討される法科大学院教育等に関する改善方策に係る取組を実施する場合には、得られた成果に応じて、加算率を増加させることとする。対象となる取組の内容については、特別委員会における審議状況を踏まえて、追って通知する。

3. 実施時期

平成 31 年度予算から実施することを予定。平成 31 年度予算に関するスケジュールはおおむね以下のとおり。

～平成 30 年 9 月下旬	平成 29 年度に実施された入学者選抜の状況や司法試験の結果などにより基礎額の類型を決定。加算条件に該当する取組を実施しようとする法科大学院は、当該取組の提案を申請
平成 30 年 10 月～11 月中旬	審査委員会における審査
～平成 30 年 12 月	国立大学について、国立大学法人運営費交付金の予算編成過程において公的支援の額が決定
～平成 32 年 3 月	私立大学について、私立大学等経常費補助金の補助金交付過程において公的支援の額が決定

1. 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの対象となる公的支援

- 国立大学は、国立大学法人運営費交付金のうち法科大学院に係る教員経費相当額*、私立大学は、私立大学等経常費補助金の特別補助／法科大学院支援における専任教員に係る補助額とする。
- 「2. 基礎額の設定方法」及び「3. 加算の考え方」に基づき、基礎額及び加算額を算出した上で両者の合計が見直し対象の公的支援の額の範囲内となるよう調整を行うこととするが、最終的な額の決定は、予算の範囲内で行うこととする。
 - * 教員経費相当額は、専門職大学院設置基準上の必置専任教員数に対して一人当たりの教員給与を乗じて得られた金額を基本とする。

2. 基礎額の設定方法（※別表1、2参照）

- 以下に掲げる6指標に照らしてこれまでの取組や成果等の評価し、その状況に応じて配点された点数の合計に応じて、3つの類型に分類する。
 - ・ 直近5年間の修了者に係る司法試験の累積合格率
 - －過去5年間（平成31年度予算に係る本プログラムの場合、平成25年度～平成29年度。以下同じ。）に各法科大学院を修了し、その修了資格をもって司法試験を受験した者の実数（複数回受験した者についても1名と数えた受験者数。）に対する累積の司法試験合格者数。
 - ・ 直近5年間の法学未修者コース修了者に係る司法試験の累積合格率
 - －過去5年間に各法科大学院の法学未修者コースを修了し、その修了資格をもって、司法試験を受験した者の実数（複数回受験した者についても1名と数えた受験者数。）に対する累積の司法試験合格者数。
 - ・ 過去3年の修了後1年目の司法試験合格率
 - －過去3年間（平成31年度予算に係る本プログラムの場合、平成27年度～29年度。）に各法科大学院を修了し、その修了資格をもって修了後1年目時点で司法試験を受験した者の数に対する司法試験合格者数。
 - ・ 直近の入学者選抜における競争倍率
 - －直近の入学者選抜（平成31年度予算に係る本プログラムの場合、平成29年度に実施された入学者選抜。）における合格者数に対する受験者数。受験者数のカウント方法は以下のとおりとする。
 - 学力試験を受験する必要があるにもかかわらずこれを受験しなかった者、出願書類に不備等があり不合格とされた者、その他自ら受験を放棄したと認められる者及び合否判定の対象とならなかった者は受験者に含まないものとする。
 - 書類審査のみをもって合否判定を行っている場合、合否判定の対象となった

者は全員受験者に含むものとする。

- 書類審査に合格した者のみに学力試験を受験させる場合その他の複数段階で入学者選抜を行う場合、途中段階で不合格となった者については、通知（ホームページによる公表も含む。）により受験者本人がその事実を知ることができれば、その後の段階の入学者選抜を受験しなくとも、受験者に含むものとする。

・ 直近の入学者数

ー直近の4月頃(平成31年度予算に係る本プログラムの場合、平成30年4月頃。)に文部科学省の調査に対して報告した当該年度の入学者数

・ 夜間開講の状況

ー夜間（大学院設置基準第14条）で完結する課程を開講するものであって、以下の条件を全て満たすもの。

- 直近の社会人入学者数が10名以上かつ割合が全国平均以上であること。
- 時間的制約を負っている社会人学生に対する教育支援の取組として、夜間開講実施科目を録画して自習用教材として学生の利用に供し、かつ、近隣の公共交通機関運行終了の直前まで自習室を開室していること。
- 直近の司法試験合格率が全国平均の半分以上であること。

○ 上記の分類を行った際、第3類型に該当した法科大学院については、地域性や夜間開講の取組に配慮する観点から、以下に掲げる指標を加えた7指標の合計点数に基づき、類型を見直す。

・ 地域配置の状況は夜間開講の状況

ー地域配置の状況については、同一都道府県内に立地する法科大学院の校数によって判定する。

ー夜間開講の状況については、夜間（大学院設置基準第14条）で完結する課程を対象とする。

3. 加算の考え方

○ 推進会議決定を踏まえ、法学未修者教育の充実など教育の質の向上、早期卒業制度等を活用した在学期間の短縮、ICTを活用した法科大学院教育の実施など、法科大学院が実施する先導的な取組の促進を図ることとする。

○ 具体的には、各法科大学院が今後5年間に取り組もうとする法科大学院教育の改善・充実に向けた中期的な改革・取組を、客観的に検証可能な目標とともに、文部科学省に対し提案することができることとする。また、特別委員会において検討される法科大学院教育等に関する改善方策に係る取組を実施しようとする場合、上記改革・取組に位置付け、文部科学省に対し提案することとする。

- 文部科学省では、各法科大学院から提案された取組について、優れた先導的な取組として評価できるものか、実現可能性がどの程度あるか、取組期間中において提案があった取組が着実に進捗し成果を得ているかといった観点から判定するため、法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム等審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、専門的な調査・審議を行うこととする。
- この審議結果を踏まえ、文部科学省において、評価に応じて加算率を算出することとする。更に、特別委員会において検討される法科大学院教育等に関する改善方策に係る取組を実施し、成果を得ていると評価された場合には、その成果に応じて加算率を増加させることとする。なお、その際、前年度の入学者選抜における競争倍率（受験者数／合格者数）が2倍未満の場合は一定程度加算率を減ずることとする。（具体的な加算率等については追って通知。）
- また、法科大学院間の連携・連合の取組を実施し、成果を得ていると評価された場合には、加算率を増加させるとともに、高い教育力を有する法科大学院を全国的に配置していくため、都市部の法科大学院と地方の法科大学院の連携・連合に関する取組については、更に加算率を大きくすることとする。ただし、一般的な単位互換にとどまらない、高い教育効果が期待される取組であることが必要である。
- 最終的には、基礎額の設定時に減額された額の合計（国立大学法人運営費交付金と私学大学等経常費補助金で別々に算出する）の範囲内で、加算額の合計が収まるよう一律の割合を乗じて加算額を調整することとする。
- なお、上記の審査に際して必要となる事項については、審査委員会において検討することとする。

【別表 1】 指標と点数の関係

		指標	点数
①	司法試験の合格率	直近 5 年間の修了者に係る累積合格率※1が全国平均以上 (直近 5 年間の修了者に係る累積合格率が 70%以上 +4 点) (直近 5 年間の修了者に係る累積合格率が 60%以上 +2 点)	4 点
		直近 5 年間の修了者に係る累積合格率が全国平均未満の場合 ・ 下記以外 ・ 直近 5 年間の修了者に係る累積合格率が全国平均半分未満の場合	2 点 0 点
②	法学未修者の司法試験の合格率	直近 5 年間の法学未修者コース修了者に係る累積合格率が全国平均以上	4 点
		直近 5 年間の法学未修者コース修了者に係る累積合格率が全国平均未満の場合 ・ 下記以外 ・ 全国平均の半分未満	2 点 0 点
③	修了直後の司法試験の合格率	法科大学院修了後 1 年目の司法試験合格率 (既修・未修合計) について 「合格率が全国平均以上」が直近 3 年間のうち 2 回以上 「合格率が全国平均以上」が直近 3 年間のうち 2 回未満の場合 ・ 下記以外 ・ 「合格率が全国平均の半分未満」が 3 年連続	4 点 2 点 0 点
④	入学者選抜における競争倍率	2.0 倍以上	4 点
		1.75 倍以上かつ 2.0 倍未満	2 点
		1.5 倍以上かつ 1.75 倍未満	1 点
		1.5 倍未満	0 点
⑤	入学者数	下記以外	2 点
		3 年連続して入学者数が 10 名未満である場合	0 点
⑥	夜間開講	別に示す条件を全て満たした上で実施※2	2 点
		上記以外	0 点
⑦※3	地域配置※4	同一都道府県内に 2 校以下	2 点
		同一都道府県内に 3 校以上	0 点
	----- 又は ----- 夜間開講※5	実施	2 点
		実施せず	0 点

※1 各法科大学院の修了者のうち、法科大学院修了資格をもって司法試験を受験者した者の実数に対する司法試験の合格者数の割合。

※2 別に示す条件は以下のとおりとする。

- ・直近の社会人入学者数が10名以上かつ割合が全国平均以上であること。
- ・夜間開講実施科目を録画し、自習用教材として学生の利用に供すること。
- ・自習室を近隣の公共交通機関運行終了の直前まで開室すること。
- ・直近の司法試験合格率が全国平均の半分以上であること。

※3 ①～⑥の指標によって分類を行った際、第3類型に該当する場合に適用。

※4 本施策の適用年度に学生募集を行う法科大学院数をカウントする。

※5 本施策の適用年度の開講予定に基づくものとする。

【別表 2】 点数、類型及び基礎額算定率の関係

点数	類型	基礎額算定率
18 ～ 24 点	第 1	90%
14 ～ 17 点	第 2A	80%
9 ～ 13 点	第 2B	70%
5 ～ 8 点	第 2C	60%
0 ～ 4 点	第 3	0%